

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月20日
【会社名】	株式会社 J A L U X
【英訳名】	JALUX Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 辻山 雅弘
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川三丁目32番42号
【電話番号】	03 (6367) 8800
【事務連絡者氏名】	財務部長 岡本 孝裕
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目2番70号
【電話番号】	03 (6367) 8830
【事務連絡者氏名】	財務部長 岡本 孝裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成28年6月17日開催の当社第55回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日：平成28年6月17日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円

総額505,853,520円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月20日

第2号議案 定款一部変更の件

利便性の向上による営業力強化等を目的として、本店を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店所在地を東京都品川区から東京都港区に変更する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、込山雅弘、来栖茂実、山口修、西村康、豊島滝三および小川洋一を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、杉町真および木下宏を選任する。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、安孫子正行および中野明安を選任する。

第6号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、有限責任 あづさ監査法人を選任する。

(3) 当該決議事項（役員の選任又は解任に関する決議事項の場合は、当該選任又は解任の対象とする者ごとの決議事項）に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

（会社提案）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	100,465個	90個	0個	(注) 1	可決 (98.1%)
第2号議案	100,357個	198個	0個	(注) 2	可決 (98.0%)
第3号議案					(注) 3
込山 雅弘	100,203個	346個	0個		可決 (97.9%)
来栖 茂実	100,133個	416個	0個		可決 (97.8%)
山口 修	100,242個	307個	0個		可決 (97.9%)
西村 康	94,858個	5,691個	0個		可決 (92.7%)
豊島 滉三	94,855個	5,694個	0個		可決 (92.7%)
小川 洋一	97,317個	3,232個	0個		可決 (95.1%)
第4号議案					(注) 3
杉町 真	98,589個	1,966個	0個		可決 (96.3%)
木下 宏	98,864個	1,691個	0個		可決 (96.6%)
第5号議案					(注) 3
安孫子 正行	100,264個	291個	0個		可決 (97.9%)
中野 明安	95,961個	4,594個	0個		可決 (93.7%)
第6号議案	100,433個	116個	0個	(注) 1	可決 (98.1%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
4. 各決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数には、株主総会前日の平成28年6月16日午後5時30分までに議決権行使書をもって行使された議決権の数（以下、「事前行使議決権数」といいます。）、並びに、当日出席の役員および当社が議決権の行使結果を把握できた大株主の議決権の数を含めています。
5. 賛成比率は、以下の算定式にて算定しています。

上記(注)4. 記載の株主の行使した議決権数のうちの賛成の議決権数 ÷ (事前行使議決権数 + 当日出席の株主の議決権数) × 100

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

上記(3)(注)4. 記載の株主の行使した議決権の数の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、それ以外の株主により行使された議決権の数については集計していません。

以上